

## 高額療養費と限度額適用認定証について

### 高額療養費

高額療養費制度とは、同一月にかかった医療費の自己負担額が軽減される制度です。

医療機関を受診するときは、原則、医療費の3割（未就学児や一部の70歳以上の者は2割）を窓口で支払いますが、入院等で医療費が高額になると、医療費の支払いは大きな負担となります。

組合員や被扶養者の自己負担額が高額になるときは、自己負担額から下記の自己負担限度額を超える金額が「高額療養費」として共済組合から償還（支給）されます。

#### 【70歳未満の組合員及び被扶養者】

区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数該当
ア	83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	53万円以上 79万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	28万円以上 50万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	26万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者(住民税非課税者等)	35,400円	24,600円

※70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額については、上記と異なります。

※多数該当については、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担額です。

### 高額療養費の手続き

「高額療養費」の償還（支給）は、医療機関での受診月の2か月以上後となるため、一旦は多額の費用を窓口で支払うこととなります。しかし、事前に『限度額適用認定証』の交付を受けていれば、医療機関の窓口で提示することで、支払いを自己負担限度額（高額療養費の現物給付）までに抑えることができます。

また、オンライン資格確認システムを導入している医療機関で保険証利用登録をしたマイナンバーカードを提示することで『限度額適用認定証』を提示することなく、自己負担限度額までの支払いとなります。

（窓口の支払額が自己負担限度額未満の場合、『限度額適用認定証』の交付申請は不要です。）

なお、『限度額適用認定証』を使用せず、医療機関を受診し、窓口の支払額が自己負担限度額を超過していた場合、共済組合から自動的に高額療養費を支給しますので、手続きは不要です。

### 限度額適用認定証

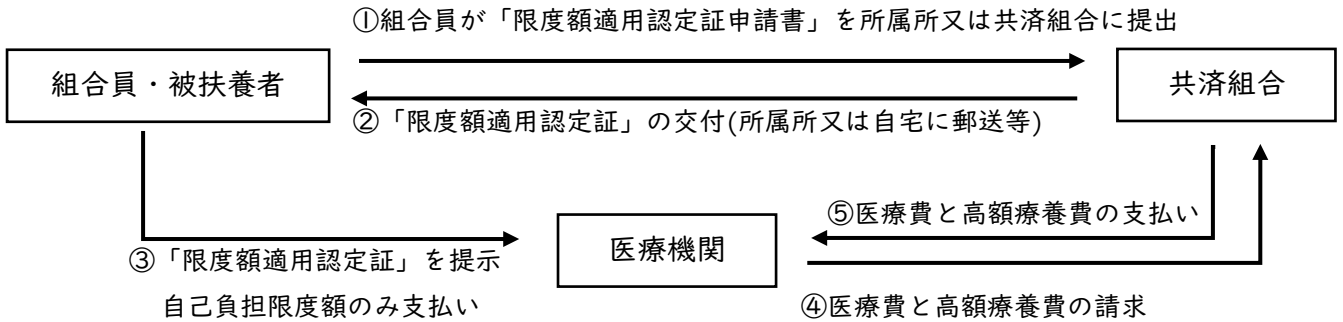
『限度額適用認定証』の有効期限は、8月31日（低所得者：7月31日）までとなっています。

9月以降も限度額適用認定証を使用する場合、新たに交付申請をお願いします。

また、有効期限が超過した限度額適用認定証や不要となった限度額適用認定証については、共済組合に返納をお願いします。（地方公務員等共済組合法施行規程第110条の5第4項）

高額療養費の支給例（標準報酬月額 38 万円、医療費 100 万円の場合）

◆限度額適用認定証を使用した場合

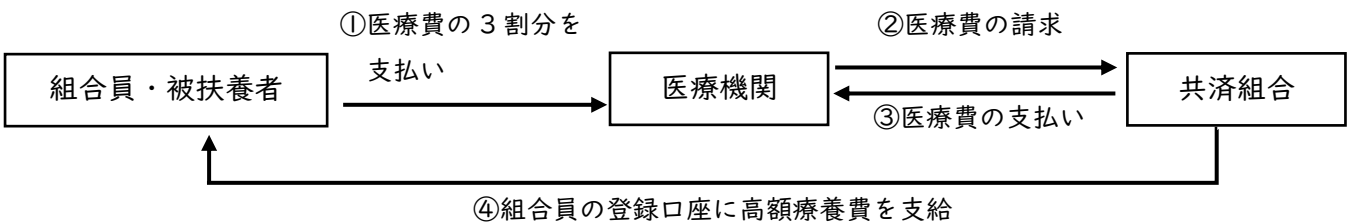


← 共济組合が医療機関に支払う額 →		← 窓口負担額 87,430 円 →	
療養の給付(7割) 700,000 円	高額療養費(現物) 212,570 円	一部負担金払戻金 62,000 円	自己負担額 25,430 円
	一部負担金(3割)		
		← 自己負担限度額 87,430 円 →	

医療機関の窓口で支払う金額は、自己負担限度額(87,430 円)のみとなります。

一部負担金払戻金(62,000 円)を組合員の登録口座に支給します。

◆限度額適用認定証を使用しない場合



← 共济組合が医療機関に支払う額 →		← 窓口負担額 300,000 円 →	
療養の給付(7割) 700,000 円	高額療養費(償還) 212,570 円	一部負担金払戻金 62,000 円	自己負担額 25,430 円
	一部負担金(3割)		
		← 自己負担限度額 87,430 円 →	

医療機関の窓口で支払う金額は、医療費の3割である30万円となります。

窓口負担額から自己負担限度額(87,340 円)を差し引いた高額療養費(212,570 円)と一部負担金払戻金(62,000 円)を組合員の登録口座に支給します。

支給額については、共济組合から支給月(医療機関から共济組合に請求があった月)に配付する「短期給付決定通知書」をご確認ください。